

協会けんぽNEWS

**2024年
10月号****全国健康保険協会長野支部**

職場内での回覧をお願いします

要治療・要精密検査と判定された皆様 早めに医療機関を受診してください！



健康診断の結果、「要治療」「要精密検査」(**高血圧・高血糖・脂質異常**)と判定されたときは、自己判断せず、なるべく早く医療機関を受診しましょう。「病院に行く時間がない」「自覚症状がない」などの理由で**未受診のまま放置すると、命にかかわる病気を発症する可能性が高くなります**。重症化する前に健診結果を持参し、医療機関への受診をお願いします。

血 圧

収縮期血圧
160mmHg以上
拡張期血圧
100mmHg以上



高血圧

正常血圧と比べて血圧が
高くなるほど脳卒中の
発症リスクが高まります。

血 糖

空腹時血糖
126mg/dl以上
HbA1c(NGSP値)
6.5%以上



高血糖

人工透析や、失明に至る
場合もあります。

脂 質

LDLコレステロール
(悪玉コレステロール)
180mg/dl以上



脂質異常

血管が詰まり、
心筋梗塞や脳梗塞を発症
させる危険性があります。

事業主様、健康管理ご担当者様へのお願い

従業員のみなさまの健康は、職場の明るい雰囲気や快適な職場づくり、さらには事業の生産性のアップに欠かせない要素のひとつです。健診後「要治療」「要精密検査」と判定された従業員がいる場合は、「**受診しやすい職場環境の整備**」や「**医療機関への受診勧奨および受診状況の確認**」をお願いいたします。

お問い合わせは保健グループ(026-238-1250 音声案内2)まで

令和6年度 医療費のお知らせ について

協会けんぽでは加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的として、年に一度「医療費のお知らせ」を発行しています。「医療費のお知らせ」は事業所宛に従業員様分をまとめてお送りします。事業主様におかれましては、開封せずに従業員の皆様へお渡しいただきますようお願いいたします。

対象期間 令和5年**9月**から令和6年**8月**までの受診**対象者** 協会けんぽの被保険者および被扶養者の方で、対象期間中に医療機関等を受診された方**送付時期** 令和7年1月中旬～下旬**内容** 受診された方のお名前、診療年月、医療機関名、医療費の総額など

※マイナポータル連携や確定申告(医療費控除)の詳細については、国税庁ホームページまたは 所轄の税務署へお問い合わせください。

お問い合わせはレセプトグループ(026-238-1250 音声案内3)まで

健康保険が使えるのはこんなとき!

はり・きゅう、あん摩・マッサージ のかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術については、健康保険の対象となる施術の範囲が限られています。健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

はり・きゅう

- ▶ 対象となる傷病であること
 - ・神経痛 ・リウマチ ・頸腕症候群
 - ・五十肩 ・腰痛症 ・頸椎捻挫後遺症
- ▶ 医師による適当な治療手段がなく、定期的に、はり・きゅうの施術について医師が同意していること



医療機関と併用での施術は
POINT 認められません

あん摩・マッサージ

- ▶ 医師が医療上必要と認め、筋麻痺・関節拘縮など可動域の拡大や、症状の改善が目的のとき
- ▶ 定期的にあん摩・マッサージの施術について医師が同意していること



疲労回復やリラクゼーション目的の
POINT マッサージは健康保険の対象外です

⚠ 注意点

- ✓ 療養費支給申請書の内容をよく確認したうえで、必ずご自身で署名ください。
- ✓ 医療費控除を受ける際に必要ですので、領収証は必ずお受け取りください。
- ✓ 協会けんぽより、施術内容について照会することがあります。健康保険の適正運営のためご協力をお願いします。



お問い合わせは業務グループ(026-238-1250 音声案内1)まで

こんな時は気をつけて! 第三者行為によるケガをしたとき



相手がいる交通事故
(相手が不明な場合も含む)



他人が飼っている
動物による加害行為



他人からの暴力行為

上記のようなときに健康保険を利用して治療を受ける場合は
協会けんぽへ『第三者行為による傷病届』をすみやかにご提出ください

交通事故や暴力など第三者(相手方)の行為でケガをしたときの医療費は本来、加害者(相手方)が負担すべきものですが、健康保険を使って治療を受けた場合、一時的に協会けんぽが立て替えることになります。協会けんぽから加害者または損害保険会社等へ請求する際には『第三者行為による傷病届』が必要となりますので、すみやかにご提出ください。



⚠ 注意点

相手方に過失があるにもかかわらず、治療が終了する前に示談してしまうと、示談成立後の治療に、健康保険を使用できなくなる場合があります。示談する際は必ず協会けんぽにご連絡ください。

お問い合わせはレセプトグループ(026-238-1250 音声案内3)まで



共に目指します。世界で一番(ACE)の健康長寿
全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう!

毎月10日に
健康情報配信中! *10 登録はこちらから➡
kyoukaikenpo.or.jp (@の後ろ) からのメールを受信できるよう設定してください

